

## 『経済危機対策』

### 「子育て応援特別手当」の拡充について

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童一人あたり、3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する。

#### (内容)

○支給対象となる子：平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において3～5歳の子)の子ども(330万人程度)

(注) 平成20年度第2次補正予算による子育て応援特別手当は、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子に対し、一人あたり3.6万円を支給。

具体的には、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)が対象

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

- 支給額 : 支給対象となる子ども一人あたり3.6万円(1回払い)
- 支給先 : 支給対象となる子の属する世帯の世帯主  
(支給基準日(検討中)の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 支給手続 : 各世帯主からの申請に基づき支給する。
- 申請期限 : 各市町村における申請受付開始日から○か月(検討中)
- 予算額 : 事業費約1,254億円(全額国庫負担)  
※ 平成21年度補正予算案に計上。

## 平成21年度 安心子ども基金の配分額の算定方法について

区 分	配分内訳	配分額の算定方法
<b>1. 保育サービス等の充実</b>	<b>283億円</b>	
拡充 (1) 保育所等整備事業 ・保育所の耐震化整備費の補助 ・賃貸物件による保育所整備事業の対象拡大	225億円	$180\text{億円} \times \text{A県就学前児童数} / \text{全国就学前児童数}$ + $45\text{億円} \times \text{A県待機児童数} / \text{全国待機児童数}$
新規 (2) 広域的保育所利用事業 ・自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスの実施	43億円	$34\text{億円} \times \text{A県就学前児童数} / \text{全国就学前児童数}$ + $9\text{億円} \times \text{A県待機児童数} / \text{全国待機児童数}$
拡充 (3) 家庭的保育改修等事業 ・自宅以外で家庭的保育事業を実施する場合の賃借料補助	6億円	$5\text{億円} \times \text{A県登録保育士数} / \text{全国登録保育士数}$ + $1\text{億円} \times \text{A県家庭的保育者数} / \text{全国家庭的保育者数}$
拡充 (4) 保育の質の向上のための研修事業等 ・保育士再就職支援コーディネーターの配置	9億円	$9\text{億円} \times \text{A県登録保育士数} / \text{全国登録保育士数}$
新規 2. 認定子ども園等の環境整備等事業(文部科学省関係)分	68億円	幼稚園教員数、幼稚園数、認定子ども園数等により配分
新規 3. すべての子ども・家庭への支援 ・地域子育て創生事業	502億円	$408\text{億円} \times \text{A県18歳以下児童数} / \text{全国18歳以下児童数}$ + 2億円

区 分	配分内訳	配分額の算定方法
新規 4. ひとり親家庭等への支援事業分	502億円	
(1)高等技能訓練促進費等事業	178億円	53億円 × (A県児童扶養手当受給者数 / 全国児童扶養手当受給者数) + 125億円 × (A県高等技能訓練促進費支給実績 / 全国高等技能訓練促進費 の支給実績)
(2)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	250億円	事業を実施するために厚生労働大臣が必要と認めた額
(3)その他事業	74億円	50.4億円 × (A県児童扶養手当受給者数 / 全国児童扶養手当受給者数) + 0.5億円
新規 5. 社会的養護の拡充	146億円	
・社会的養護の拡充		146億円 × A県の社会的養護児童数 / 全国の社会的養護児童数
計	1500億円	計数はそれぞれ四捨五入しており、端数により合計と合致しないものがある。

2 1 年 度 版	2 0 年 度 版
<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">平成<u>21</u>年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>(通則) (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「<u>新待機児童ゼロ作戦</u>」による保育所の整備等、<u>認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u></p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「<u>運営要領</u>」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「<u>事業</u>」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>保育サービス等の充実</u>（文部科学省関係を除く）  <u>保育サービス等の充実</u>（文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次のアからキにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。  ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔<u>保育所等整備事業</u>〕</p> <p style="text-align: center;">ア <u>17,969</u>百万円 × <math>\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}</math></p> <p style="text-align: center;">イ <u>4,492</u>百万円 × <math>\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}</math></p>	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">平成<u>20</u>年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「<u>交付金</u>」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「<u>新待機児童ゼロ作戦</u>」による保育所の整備等、<u>認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</u></p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「<u>運営要領</u>」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「<u>事業</u>」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>保育所等整備事業分</u>（<u>認定こども園整備等事業</u>（文部科学省関係を除く）を除外）  <u>保育所等整備事業分</u>（<u>認定こども園整備等事業</u>（文部科学省関係を除く）を除外）にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、エについては、<u>4,000</u>万円を下回る場合は<u>4,000</u>万円）と運営要領に定める別添1から6の事業（<u>認定こども園整備等事業</u>（文部科学省関係を除く）を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。  ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">ア <u>544</u>億円 × <math>\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}</math></p> <p style="text-align: center;">イ <u>136</u>億円 × <math>\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}</math></p>

[広域的保育所利用事業]

ウ 3,400百万円 ×

当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和  
全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和

エ 850百万円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数  
全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数

[家庭的保育改修等事業]

オ 500百万円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数  
全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

カ 100百万円 ×

当該都道府県の平成20年度家庭的保育者数  
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)  
全都道府県の平成20年度家庭的保育者数  
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

[保育の質の向上のための研修事業等]

キ 940百万円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数  
全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) 分

認定こども園等の環境整備等事業 (文部科学省関係) にかかる交付額は、次のアからエにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添10及び11の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[幼児教育の質の向上のための緊急環境整備]

遊具等環境整備 (認定こども園分)

ア 1,118,495千円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数

ウ 50億円 ×

全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数

該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

エ 10,436百万円 ×

全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

オ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) 分

認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) にかかる交付額は、次により算定された額の合計額 (ただし、4,000万円を下回る場合は4,000万円) と運営要領に定める別添5から6の事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係) に限る) を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

3,737,887千円 ×

全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

遊具等環境整備（幼稚園分）

当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 ー  
 当該都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

イ 4,218,382千円 ×

全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 ー  
 全都道府県の平成20年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

デジタルテレビ整備

当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 × 未整備率

ウ 1,153,748千円 ×

全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園数 × 未整備率

〔認定こども園等における教育の質の向上のため研修支援〕

当該都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園教員数

エ 334,375千円 ×

全都道府県の平成20年4月1日現在における幼稚園教員数

(削除)

(削除)

(削除)

全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数

(3) 家庭的保育改修等事業分

家庭的保育改修等事業にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 48億円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

イ 2億円 ×

当該都道府県の平成19年度家庭的保育者数  
 (地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

全都道府県の平成19年度家庭的保育者数  
 (地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

(4) 保育の質の向上のための研修事業等分

保育の質の向上のための研修事業等にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添8の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

50億円 ×

当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数

(5) その他事業（都道府県事務費）分

その他事業（都道府県事務費）にかかる交付額は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額と運営要領に定める別添9の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) すべての子ども・家庭への支援

すべての子ども・家庭への支援にかかる交付額は、次のアにより算定された額とイに定める額の合計額と運営要領に定める別添12の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[地域子育て創生事業]

$$\begin{aligned} \text{ア} & \quad 40,755 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}} \\ \text{イ} & \quad 200 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

(4) ひとり親家庭等への支援の拡充

ひとり親家庭等への支援の拡充にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添13から18の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[高等技能訓練促進費等事業]

$$\begin{aligned} \text{ア} & \quad 12,473 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}}{\text{全国の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}} \\ \text{イ} & \quad 5,345 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全国の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}} \end{aligned}$$

[ひとり親家庭等の在宅就業支援事業]

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

[その他事業]

$$\begin{aligned} \text{エ} & \quad 5,043 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全国の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}} \\ \text{オ} & \quad 50 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

(5) 社会的養護の拡充

社会的養護の拡充にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添19から21の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\frac{14,558 \text{ 百万円} \times \text{当該都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}{\text{全都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}$$

※この場合、社会的養護児童数とは、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の在在者数を言う。

(交付の条件)  
(略)

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、4(4)ウにかかる額を除き、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成21年 月 日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

4(4)ウにかかる額の交付の申請は、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)  
(略)

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成21年3月9日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

8 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇  
殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)  
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類  
(1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本  
(2) その他参考となる書類

## 基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)					
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業 (文部科学省関係)					
(3) すべての子ども・家庭への 支援					
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充(ひとり親家庭等の在 宅就業支援事業を除く)					
(5) 社会的養護の拡充					
合 計					

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇

殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）  
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- |   |                   |   |   |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付精算額             | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費精算書（別紙1）    |   |   |
| 3 | 基金造成事業実施状況調書（別紙2） |   |   |
| 4 | 添付書類              |   |   |
|   | （1）条例             |   |   |
|   | （2）歳入歳出決算（見込）書抄本  |   |   |
|   | （3）その他参考となる書類     |   |   |

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に 要する経費 の実支出額 (A) 円	寄付金その 他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入 額 (G) 円	差引過 (△) 不足 額 (G-E) 円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)								
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業 (文部科学省関係)								
(3) すべての子ども・家庭への 支援								
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充 (ひとり親家庭等の在 宅就業支援事業を除く)								
(5) 社会的養護の拡充								
合 計								

## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

(別紙様式3)

平成 年度 子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)調書

平成 年度 文部科学省・厚生労働省所管

(都道府県名)

国		都 道 府 県								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 決 付 定 の 額 円	歳 入			歳 出					
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 交 付 金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	う ち 交 付 金 相 当 額 円	
(項) 初等中等教育等振興費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										
(項) 子ども・子育て支援対策費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第 1 通則 (略)</p> <p>第 2 基金事業 (1) 基金の設置 (略)</p> <p>(2) 基金の設置方法 (略)</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の実実施計画の作成等 ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の 2 の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。 イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。 ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、<u>事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。</u> エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。 また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 <u>ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。</u> ③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p>	<p>別 紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第 1 通則 子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第 2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。 ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の実実施計画の作成等 ア 市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）は、<u>平成 22 年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。</u> イ 都道府県は、<u>平成 22 年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。</u> ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、<u>平成 22 年度末までの基金事業に係る計画を策定する。</u> エ 都道府県は、市町村が平成 22 年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、<u>予め市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。</u> また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 ③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p>



(4) 運用益の処理  
(略)

(5) 基金事業の中止  
(略)

(6) 基金の処分の制限  
(略)

(7) 事業の終了

① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して90日間を限度に基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し90日後」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式1により報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 区分ごとの精算

事業実施期限が到来した事業は、別添13「高等技能訓練促進費等事業」にかかる分を除き、別添の2の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成23年度分以降は厚生労働大臣)に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式2により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余额を国庫に返還しなければならない。

別添13「高等技能訓練促進費等事業」に係る精算については、(7)の②によるものとする。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式1により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成23年度分以降は厚生労働大臣)に提出しなければならない。

なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金(4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成22年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、平成22年度末における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成23年6月末まで基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の①のウの「22年度末」を「23年6月末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成22年度の事業実施状況報告については、(7)②によるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)による特別対策事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添 1、2、4 及び 6 から 12 並びに 14 から 21 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

(略)

(4) 特別対策事業の中止

(略)

(5) 事業実施報告

(略)

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(略)

② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添 1 から 2 及び 4 から 8 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

③ 文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 市町村が①から⑧により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑩ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① (2)の②、③及び④に掲げる条件
- ② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。
    - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
    - (イ) 建物等の用途
    - (ウ) 利用定員
  - イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
  - ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

- エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- ③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- ④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) (2)の⑥及び(3)の④により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (2)の⑨及び(3)の⑤により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### 第5 助成額の算定方法

- (1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

#### 第5 助成額の算定方法

- (1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1から22に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計額を選定する。
- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して少ない方の額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

第6 その他

(1) (略)

(2) 都道府県は、別添の2の①欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない（別添の2の①欄の「2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）」と他の区分との配分の変更は不可）。

(3) (略)

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～9に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計額を選定する。
- ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の④欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

第6 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき決定された交付要綱の4の(1)、(2)、(5)の区分ごとの交付額については、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をしてはならない（(3)と(4)の間での相互の区分ごとの交付額の変更は可能）。

(3) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

別 添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）	(1)保育所等整備事業						平成22年度末	平成22年度末	
	○保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4(1) 21年度交付要綱4(1)ア及びイ	市町村	○別添1の3(1)に該当する市町村 2/3   -   1/12					
	○別添1の3(2)に該当する市町村 1/2   -   1/4								
	○賃貸物件による保育所整備事業(別添2) 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く			市町村	1/2	-			1/4
	○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。			市町村	1/2	-			1/2
	○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/3	-	2/3				
		上記以外の市町村	1/3	1/3	1/3				
	(2)広域的保育所利用事業(別添5) 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付要綱4(1)ウ及びエ	市町村	1/2	-	1/2	平成22年度末		

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)	(3)家庭的保育改修等事業(別添6)						平成22年度末	平成22年度末
	○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3)	市町村	1/2	—	1/2		
	○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	21年度交付要綱4(1)才及びカ	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2		
	(4)保育の質の向上のための研修事業等(別添7)						平成22年度末	
	○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	20年度交付要綱4(4)	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2		
	○保育士再就職支援コーディネーター配置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを配置する。	21年度交付要綱4(1)キ	都道府県	1/2	1/2	—		
	(5)認定こども園整備等事業						平成22年度末	
	○認定こども園整備事業(厚生労働省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	—	1/4		
	○認定こども園事業費(厚生労働省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象		市町村	1/2	1/4	1/4		
	○認定こども園整備事業(文部科学省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	20年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	—	1/4		
○認定こども園事業費(文部科学省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	市町村		1/2	1/4	1/4			
(6)認定こども園等の環境整備等事業						平成22年度末	平成22年度末	
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(別添10) 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)アからウ	都道府県	1/2 1/3	—	—			
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援(別添11) 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修・幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)エ	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2			
3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業(別添12)						平成22年度末	平成22年度末
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4(3)	都道府県 市町村	定額	—	—		
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県 市町村					
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県 市町村					
	・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県 市町村					
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)		都道府県 市町村					
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県					
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県					
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県 市町村					
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県 市町村					
・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援	都道府県 市町村							

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	(1)高等技能訓練促進費等事業(別添13) 高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給する。 ※母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。	21年度交付要綱4(4)ア及びイ	都道府県 市、福祉事務所設置町村	3/4 3/4	1/4 -	- 1/4	別添13の2(3)に定める期限	平成23年度末 (別添13に規定する高等技能訓練促進費等事業を除く。)
	(2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業(別添14) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成23年度末	
	(3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(別添15) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援		都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成23年度末	
	(4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(別添16) ○戸別訪問による相談支援等 引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。 ○就業活動支度の費用についての支援 戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。		都道府県 市、福祉事務所設置町村	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成23年度末	
	(5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(別添17) ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。	21年度交付要綱4(4)ウ	都道府県 市	定額	-	-	平成23年度末	
	(6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(別添18) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャルスキルトレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ	都道府県	1/2	1/2	-	平成23年度末	
5 社会的養護の拡充	(1)児童養護施設等の退所者等の就業支援事業(別添19) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャルスキルトレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(5)	都道府県 指定都市、児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成23年度末	
	(2)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(別添20) ・老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。		都道府県 指定都市、中核市、児童相談所設置市 上記以外の市、福祉事務所設置町村**	1/2 1/2	1/2 1/4	- 1/4	平成22年度末	
	(3)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(別添21) 児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。		都道府県 指定都市、児童相談所設置市 市町村	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成22年度末	
6 その他事業 (都道府県事務費)	その他事業(都道府県事務費)(別添22) 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成22年度末	平成22年度末

(注1)③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注2)③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年〇月〇日21文科初第〇〇〇〇号・厚生労働省発雇児第 号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

## (補助基準額)

### 3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。



## 保育所緊急整備事業

## 1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所（分園）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

## (2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

## (3) 事業の実施主体

市町村

## (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限り）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

## 3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員が純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増定員
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（（1）の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、（1）に該当する市町村についても（2）の対象とし、補助率を1/2とする。

（注）財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合			
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

(3) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所(分園)として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する場合

① 補助基準額

ア スペース確保費 1施設当たり 3,000千円  
 保育所(分園)設置のため、空き教室等のスペースを確保するために倉庫を設置した場合に定額(「標準」単価)を適用

ただし、都市部は割増単価(「都市部」単価)を適用

イ 改修費 1施設当たり 13,000千円

保育所(分園)設置のため、空き教室等を改修した場合に定額(「標準」単価)を適用

ただし、都市部は割増単価(「都市部」単価)を適用

ウ 上記のイには、設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備(創設を含む)を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額 $\frac{1}{2}$ の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国 $\frac{1}{2}$ 、市町村 $\frac{1}{4}$ 、事業者 $\frac{1}{4}$

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

## 賃貸物件による保育所整備事業

## 1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

## (2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）及び認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

## (3) 事業の実施主体

市町村

## (4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

## 3. 補助基準額・補助率

## (1) 補助基準額

## ① 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

## ② 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未満分園を含む。

## ③ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設

1施設当たり 1,500万円

## (2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

#### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
3 ( 1 ) ① 賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
3 ( 1 ) ② 改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
3 ( 1 ) ③ 保育所開設準備費	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

## 別添 3

### 子育て支援のための拠点施設整備事業

#### 1 事業の目的

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。

##### (2) 整備対象施設

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設

##### (3) 事業の実施主体

市町村

##### (4) 整備対象施設施設の設置主体

市町村

※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

#### 3 補助基準額・補助率等

##### (1) 補助基準額

- ① 1施設当たり定額
- ② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象
- ④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

##### (2) 補助率

国1/2、市町村1/2

##### (3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、大規模修繕等



#### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本體工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

#### 5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

## 別添 4

### 放課後児童クラブ設置促進事業

#### 1 事業の目的

子どもにとって最も安全で安心な場所である小学校内を活用するなどの方法により、放課後児童クラブを設置するために要する費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設））として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

##### (2) 事業の実施主体

市町村

##### (3) 事業者

市町村、社会福祉法人、その他の者

#### 3 補助基準額・補助率

##### (1) 補助基準額

1施設当たり 10,000千円

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

##### (2) 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（注）指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3

#### 4 対象経費

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のために必要な費用

## 広域的保育所利用事業

### 1 事業の目的

近隣に入所可能な保育所が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センター（以下「送迎センター」という。）を中心とし、各保育所の保育士が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎を実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

広域的保育所利用事業の実施に必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士の雇上費等の補助を行う。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

#### (3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と入所可能な保育所が離れているために送迎が必要な児童とする。

#### (4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所を決めること。また、送迎センター1施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とし、複数の保育所が共同で利用すること。
- ② 保育所毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士を配置し、利用保育所の保育士が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士を配置することも可とする。
- ③ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。  
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

- ⑦ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

- ① バス等購入費 送迎センター1か所につき 1,500万円  
または、借上げ費 年間750万円
- ② 保育士雇上費 1保育所・1送迎センターにつき 年間500万円
- ③ 運転手雇上費 年間500万円
- ④ 事業費（送迎センター実施場所の賃借料等） 年間1,000万円

#### (2) 補助率

国1/2、市町村1/2

### 4 対象経費

広域的保育所利用事業を実施する場合に必要なバス等の購入または借上げ費、当該事業の付き添い保育士の賃金、運転手の賃金、送迎センター実施場所の賃借料、バス運行費、需用費（消耗品費）等

## 家庭的保育改修等事業

## 1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

## ① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

## ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む。）を予定している家庭的保育者又は保育所を経営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

## イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

## ② 家庭的保育賃借料補助事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者が、自宅以外の賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。

### ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(イ)(ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

### イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

## ③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の補助を行う。

### ア 研修の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ)(ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

### イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

## (2) 事業の実施主体

### ① 家庭的保育改修事業

市町村

### ② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

- ③ 家庭的保育者研修事業  
都道府県、市町村

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

- ① 家庭的保育改修事業
  - 保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
  - 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円
  
- ② 家庭的保育賃借料補助事業
  - 家庭的保育者1人当たり月額 50千円
  
- ③ 家庭的保育者研修事業
  - 家庭的保育者1人当たり 133千円

#### (2) 補助率

- ① 家庭的保育改修事業
  - 国1/2、市町村1/2
  
- ② 家庭的保育賃借料補助事業
  - 国1/2、市町村1/2
  
- ③ 家庭的保育者研修事業
  - ア 市町村が実施主体となる場合
    - 国1/2、市町村1/2
  - イ 都道府県が実施主体となる場合
    - 国1/2、都道府県1/2

### 4 対象経費

#### (1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

#### (2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

#### (3) 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

## 保育の質の向上のための研修事業等

### 1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士資格を取得しながら保育士として保育所等で就労していないいわゆる潜在保育士に対する研修事業や潜在保育士の研修後等の再就職活動を支援するための保育士再就職支援コーディネーターの配置、また、質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の内容

##### ① 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

#### ア 研修の対象者

- (ア) 保育所（認可・認可外）に従事する保育士及び保育所等で就労していない既保育士資格取得者
- (イ) 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員など）の職員

#### イ 研修事業の事例

- (ア) 都道府県が実施する研修の事例
  - ・ 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修
  - ・ 指導者育成のための研修 等
- (イ) 市町村が行う研修の事例
  - ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
  - ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修 等

#### ウ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者



② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

保育所に関する採用募集状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整等を業務とする、保育士再就職支援コーディネーターを都道府県が各都道府県の社会福祉協議会等に配置するために必要な保育士再就職コーディネーター雇上費の補助を行う。

③ アクションプログラム実践のための事業

保育の質の向上のため、アクションプログラム実践のための事業を実施するために必要な費用の補助を行う。

ア 事業の事例

- ・市町村が事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するための事業
- ・子どもの健康及び安全の確保のための事業（保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成など）
- ・市町村が情報技術の活用等を通じた保育所における業務効率化のための事業等

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 保育の質の向上のための研修事業

都道府県、市町村

② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

都道府県

③ アクションプログラム実践のための事業

都道府県、市町村

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

① 保育の質の向上のための研修事業およびアクションプログラム実践のための事業

ア 都道府県が実施する場合

登録保育士1人当たり 6,250円

(平成20年4月1日現在の都道府県内の登録保育士数×6,250円)

イ 市町村が実施する場合

都道府県知事が必要と認めた額

- ② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業  
保育士再就職支援コーディネーター雇上費等 1人につき年間400万円

(2) 補助率

- ① 都道府県が実施する場合  
国1/2、都道府県1/2
- ② 市町村が実施する場合  
国1/2、市町村1/2

4 対象経費

(1) 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上のための研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

(2) 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

保育士再就職支援コーディネーターの賃金、需用費（消耗品費、会議費）、役務費（通信運搬費等）

(3) アクションプログラム実践のための事業

アクションプログラム実践のための事業を実施する場合に必要な費用（保育所の職員配置を行う費用を除く。）

## 認定こども園整備事業

### 1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型認定こども園への移行を前提とした保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の新設、修理、改造を実施する。

#### (2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第1項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分が定員10人未満の場合は事業の対象外。） <厚生労働省関係>

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 施設の設置主体（事業者）

##### ① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）

##### ② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

##### ③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

定員規模による定額

#### (2) 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

#### (3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

### 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 平成22年度末までに幼保連携型の認定申請を行うこと。  
ただし、平成22年度末までに幼保連携型認定こども園の認定申請を行わなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

③ ①②を前提として、幼稚園型または保育所型の認定こども園となるために必要な施設整備についても補助対象とすること。

ただし、施設整備事業終了後に幼稚園型または保育所型の認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

④ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園になろうとする場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、今回の対象となり得るものであること。

⑥ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

### （3）財産処分について

① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

② この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

## 認定こども園事業費

## 1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

## (2) 対象児童

- ① 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。
- ② 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。(定員10人未満の場合は事業の対象外。)

## (3) 事業の実施主体

市町村

## (4) 施設の設置主体(事業者)

- ① 保育所型認定こども園の場合  
学校法人又は社会福祉法人
- ② 幼稚園型認定こども園の場合  
社会福祉法人又は学校法人

## 3 補助基準額・補助率

## (1) 補助基準額(1人当たり月額)

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	10,000円	12,000円
3歳児	10,000円	15,000円
1・2歳児	—	39,000円
乳児	—	72,000円

## (2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市、中核市も市町村に含む。

#### 4 対象経費

##### ① 保育所型認定こども園の場合

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分にかかる事業費

##### ② 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分にかかる事業費

#### 5 留意事項

次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、施設設備、職員配置、定員について、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準、各自治体において定める認定基準を満たしていること。
- (2) 本事業は平成22年度までの間に限り実施するものであること。
- (3) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 事業の目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 遊具等の設備整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の設備の整備

② デジタルテレビ等整備

施設におけるデジタルテレビ等の設備の整備

(2) 事業の実施主体

都道府県

(3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 遊具等の設備整備

② デジタルテレビ等整備

ア デジタルテレビ

イ アンテナ工事

(2) 補助率

① 遊具等の整備

ア 幼稚園（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を構成するものに限る） 国1/2、事業者1/2

イ 上記以外の幼稚園 国1/3、事業者2/3

② デジタルテレビ等整備 国1/2、事業者1/2

4 対象経費

(1) 遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備に必要な費用

(2) デジタルテレビの整備等に係る費用



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1 事業の目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業を実施し、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援を行う。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

(2) 研修の対象者

幼稚園の園長、教諭等

(3) 事業の実施主体

都道府県、市町村

(4) 事業者

都道府県、市町村又は都道府県、市町村が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

教諭等 1 人当たり 6, 250 円

(2) 補助率

① 都道府県が実施する場合

国 1 / 2、都道府県又は都道府県が適当と認めた者 1 / 2

② 市町村が実施する場合

国 1 / 2、市町村又は市町村が適当と認めた者 1 / 2

4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

## 地 域 子 育 て 創 生 事 業

### 1 事業の目的

地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を支援することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整備することを目的とする。

### 2 事業の内容等

#### (1) 事業の内容

都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ① 地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援
- ② 地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援
- ③ 経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④ 育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援
- ⑤ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援
- ⑥ 病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧ 安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の実施や家庭訪問等による支援
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質の向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩ 賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援

#### (2) 実施主体

都道府県 【(1)の⑥、⑦】

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。） 【(1)の①～⑤、⑧～⑩】

#### (3) 事業者

都道府県、市町村、都道府県又は市町村が適当と認めた者

### 3 補助基準額、補助率

#### (1) 補助基準額

都道府県知事が必要と認めた額

#### (2) 補助率

定 額

### 4 その他

市町村が「安心こども基金」の対象事業を円滑に実施するために必要な経費については、2(1)②に定める「地域における子育て力を育み、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」のための取組の一つとして、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

なお、市町村が「平成21年度子育て応援特別手当」を円滑に実施するために必要な経費について、上記の取組と一体的に処理する場合には、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

ただし、当該取組に関する経費については、「平成21年度安心こども基金管理運営要領」に基づき、各都道府県に設置された基金の額（地域子育て創生事業に係る分）の10%を上限とする。

### 5 留意事項

次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (4) 今までに一般財源化された事業
- (5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）

## 高等技能訓練促進費等事業

### 1 事業の目的

母子家庭の母が就職に有利でありに効果的な資格の取得を促進する観点から、従来から実施してきた高等技能訓練促進費等事業において高等技能訓練促進費の支給期間を拡大すること等により、養成機関修学中の生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にすることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

#### (2) 事業内容

本事業は、「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成15年6月30日雇児発第0630009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添2「高等技能訓練促進費等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」（平成15年6月30日雇児福発第0630002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によること。

#### (3) 事業の実施期限

平成23年度末までに修学を開始した者に係る高等技能訓練促進費又は入学支援終了一時金の支給が終了する月の末日と平成27年3月31日のいずれか早い日

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

以下のアからイを控除した金額とする。

ア 以下の（ア）及び（イ）の合計額

（ア）平成19年度以前に修業を開始した者

141,000円×支給延月数

（イ）平成20年度以後に修業を開始した者

以下のaからdにより算出された額の合計額

a 141,000円×実施要綱の7の(1)のアの(ア)に該当する者に係る支給延月数

b 70,500円×実施要綱の7の(1)のアの(イ)に該当する者に係る支給延月数

c 50,000円×実施要綱の7の(2)のアの(ア)に該当する者に係る支給延件数

d 25,000円×実施要綱の7の(2)のアの(イ)に該当する者に係る支給延件数

イ 「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」（平成20年10月14日厚生労働省発雇児第1014001号厚生労働事務次官通知）により母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金を交付するに当たって、その交付額の算出の基礎となる国庫補助基本額のうち高等技能訓練促進費等事業に係る額に相当する金額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数切り捨てる。）

(2) 補助率

国 3 / 4 (都道府県、市及び福祉事務所設置町村 1 / 4)

4 対象経費

高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金の給付に必要な負担金、補助及び交付金、  
扶助費

## 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業

### 1 目的

母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスを実施することにより、職業訓練を受けやすい環境の整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）が職業訓練を受ける間、当該ひとり親世帯の児童を預かる託児サービスを、母子家庭等就業・自立支援センター（平成20年7月22日雇児発第0722003号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」の2の（1）の事業を行うセンター等において実施する。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### (3) 事業者

母子家庭等就業・自立支援センターその他実施主体が適当と認められた者

#### (4) 事業の実施方法

ア 託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、常時2名を下回ってはならないこと。

イ 託児サービスに従事する者の少なくとも1人は保育士の資格を有する者とする事と。

ウ 託児サービスを提供する場所は、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースの他、実施主体が適切と認めた場所とすること。

エ 託児を行う部屋の面積は、児童1人当たり1.65㎡以上であること。

オ 託児を行う部屋の他便所があることとし、必要に応じて調理を行う設備があること。

カ 託児の実施に当たっては、児童の健康管理（アレルギー疾患含む。）や食品の衛生管理、託児中の安全確認等に十分配慮すること。

キ 託児の実施時期については、ハローワーク等からの情報収集を行い、ひとり親の職業訓練への参加が多数見込まれる時期となるよう配慮すること。

#### (5) 費用

実施主体は、おやつ代等について実費相当額を利用者から徴収することができるものとする事と。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

託児活動費	月額	862千円
事務費	年額	1,574千円

(2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

4 対象経費

託児サービスを実施するために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

### 1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、ひとり親家庭が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、ひとり親家庭の自立支援を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行う。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### (3) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、NPO法人の他実施主体が認めた者

#### (4) 実施方法

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 4 8 2 千円

事務所経費 1, 6 4 0 千円

#### (2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費



就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

1 目的

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭の母について、戸別訪問による相談支援や就業活動支度を支援することにより、母子家庭の母の自立支援に係る体制の整備を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

ア 戸別訪問による相談支援等

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母（以下「支援対象者」という。）について戸別訪問を行い、母子家庭の母が抱える様々な不安や悩みを聞き相談支援を行うとともに、母子家庭の自立支援に関する情報提供や地域活動への参加支援等を行い、母子自立支援プログラム策定等事業等の就業支援施策の活用につなげる。

また、就業支援施策の活用につなげた後についても、戸別訪問を行い、就業に向けた活動を支援する。

イ 就職活動支度の費用についての支援

上記アによる支援を受けた支援対象者が、母子自立支援プログラムを策定後、当該プログラムに基づいて就業に向けた活動を行うことを支援するため、就業活動に必要な被服等の購入に要した費用について支援する。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

(3) 事業者

母子福祉団体、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者

(4) 事業の実施方法

ア 戸別訪問員は、社会的信望があり、2の(1)のアに定める業務を行うのに必要な熱意と識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

イ 就業活動に必要な被服等の購入費用の支援については、精算払いの方法とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

ア 戸別訪問による相談支援等

年額2,577千円

イ 就職活動支度の費用についての支援

支援対象者1人当たり 50千円（実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額）

(2) 補助率

ア 戸別訪問による相談支援等

国1/2（都道府県・市・福祉事務所設置町村1/2）

イ 就職活動支度の費用についての支援業

定額

4 対象経費

(1) 戸別訪問による相談支援等

戸別訪問事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(2) 就職活動支度の費用についての支援

就職活動支度の費用の支援に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

## ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

### 1 目的

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践する。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県及び市

#### (3) 事業者

都道府県が適当と認める者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額

#### (2) 補助率

定額

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、共催費、報奨金、賃金、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業

### 1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

婦人保護施設等の退所者等に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

#### (2) 対象者

婦人保護施設、婦人相談所一時保護所の退所（予定）者

#### (3) 実施方法

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

#### (4) 事業の実施主体

都道府県

#### (5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 4 8 2 千円

事務諸経費 1, 6 4 0 千円

#### (2) 補助率

国 1 / 2（都道府県 1 / 2）

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

### 1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

#### (2) 対象者

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親の退所（予定）者及び保護者

#### (3) 実施方法

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

#### (4) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

#### (5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県等が適当と認めた者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃金 4,482千円

事務諸経費 1,640千円

#### (2) 補助率

国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

### 1 事業の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 施設内遊具の安全対策

老朽化や構造上の理由等安全面の向上を図るため大型遊具の撤去・新設を図る

#### (2) 食品の安全対策

大型冷蔵庫や食器格納庫等食品の衛生管理に必要な備品についての老朽化等による撤去・新設を図ることにより、食品の安全性を確保する。

#### (3) 児童入所施設等の生活環境改善

老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の更新や内部改修を図る

#### (4) 地域子育て支援拠点の環境改善

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を図る

#### (5) 児童相談所の環境改善

① 相談に訪れた子どもや保護者が心理的に安心できる空間づくりに資するよう、老朽化した相談室等の内装や備品（カーペット敷、面談机、椅子、ロッカー等）の改善及び更新を図る

② 効率的かつ円滑な事務処理が可能となるよう、児童等の指導記録作成のために必要なパソコン、プリンター等の更新を図る

#### (6) 学習環境改善

① 児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備し、施設退所後の就業の促進を図るとともに、地域小規模児童養護施設等を実施している施設について、パソコン通信を活用し本体施設と一体となった児童の処遇の実現を図る

② 母子家庭等就業・自立支援センターの事務の効率化のため、パソコンの更新及び新規購入を行う

③ 都道府県社会福祉協議会等が施設退所者・自立援助ホーム入所者及び母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業を支援するために必要な貸し出し用のパソコン等の購入を行う

#### (7) 児童相談体制整備対策

① 児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車輛の購入等、立入調査状況や接近禁止命令違反認知時の証拠保全のために必要なビデオカメラ、ビデオデッ

キ、カメラ、ICレコーダー等及び立入調査時等における職員の安全確保のための耐刃防護衣、安全靴等の整備を図る

- ② 市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計・体重台等の整備を図る

(8) 賃貸・改修等の補助対象の拡大

- ① 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用の補助を行う
- ② 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う
- ③ 自前建物でファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う

3 対象施設等・実施主体・補助基準額等

事業	対象施設等	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2(1)	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）、里親、母子家庭等就業・自立支援センター	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 2,300千円	国1/2 （都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市1/2）	改修費、備品購入費、大型遊具撤去・新設等にかかる経費
2(2)			1施設当たり 6,500千円		
2(3)			1施設当たり 9,000千円		
2(4)	地域子育て支援拠点	市町村	1施設当たり 8,000千円	国1/2 （都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4）	改修費、備品購入費
2(5)	児童相談所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1施設当たり 8,000千円	国1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4	備品購入費
2(6)	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、自立援助ホーム、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）、	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	①は 1,400千円	（ただし、2の(7)の②については、市	備品購入費
②は 1,000千円					
③は 4,000千円					

	里親、母子家庭等就業・自立支援センター			町村1/2))	
2(7)					
①	児童相談所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1施設当たり 5,090千円		備品購入費
②	市町村	市町村	1市町村当たり 1,040千円		備品購入費
2(8)	ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、児童養護施設分園型自活訓練事業、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設の地域生活移行支援施設	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 賃借料補助 年額3,000千円  1施設当たり 改修費補助 8,000千円		改修費、賃貸料

※1 事業の番号は「2 事業内容」の番号

※2 2(6)の補助基準額の番号は「2 事業内容」の(6)の番号

#### 4 環境改善対象施設等の設置主体（事業者）

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者



## 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

### 1 事業の目的

社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図るとともに、相談体制の充実のため、児童家庭相談に携わる者の資質向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 児童養護施設等施設職員の研修

##### ① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。

##### ② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において専門性の共有化のための実践研修を行う。また、事業の実施にあたり、都道府県に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

#### (2) 児童家庭相談に携わる者の研修

##### ① 児童相談所職員

児童相談所職員（一時保護所職員を含む）の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

##### ② 市町村職員等

市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上のため、各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

### 3 実施方法

#### (1) 2の(1)の事業

事業の実施者である都道府県等が、自ら又は都道府県福祉人材センター等（研修調整機関）に委託し、4に定める職員を研修に派遣する。なお、研修調整機関に委託する場合は、研修コーディネーターが研修希望者の登録、研修受入可能人数等の登録、受入と送り出し時期・期間・人数等の調整、勤務条件等の確認、代替職員のあっせん・費用の交付、研修に伴う旅費等の支給について調整の上、行うこと。

#### (2) 2の(2)の事業

事業の実施主体である都道府県等が、4に定める職員を各種研修等に派遣・参加さ

せることにより行う。

#### 4 対象者・実施主体・補助基準額・補助率

事業	対象者（対象施設）	実施主体	補助基準額	補助率
2（1）	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）の職員	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （実施主体同士の共同実施も可能とする。）	1 対象施設当たり（2年間）750千円 なお、調整機関事務費として上記に2,988千円を加算する	国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）
2（2）				
	① 児童相談所職員（一時保護所職員含む）	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1 都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 895千円	国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）
	② 市町村児童家庭相談担当職員、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等訪問者及び要保護児童対策地域協議会の構成員	市町村	1 市町村当たり 288千円	国1/2、市町村1/2

#### 5 事業者

都道府県福祉人材センターその他都道府県、指定都市が適当と認めた者

#### 6 対象経費

研修会等に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費

その他事業（都道府県事務費）

1 事業の目的

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。

(2) 事業の実施主体

都道府県

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 補助率

国 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

4 対象経費

安心こども基金に関する都道府県の事務のために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	82,000	90,200	78,000	85,800	74,000	81,400	70,000	77,000
定員21～30名	86,000	94,600	82,000	90,200	80,000	88,000	76,000	83,600
定員31～40名	100,000	110,000	94,000	103,400	90,000	99,000	86,000	94,600
定員41～70名	114,000	125,400	108,000	118,800	102,000	112,200	98,000	107,800
定員71～100名	148,000	162,800	142,000	156,200	134,000	147,400	128,000	140,800
定員101～130名	178,000	195,800	170,000	187,000	160,000	176,000	154,000	169,400
定員131～160名	206,000	226,600	198,000	217,800	186,000	204,600	178,000	195,800
定員161～190名	234,000	257,400	224,000	246,400	212,000	233,200	200,000	220,000
定員191～220名	260,000	286,000	250,000	275,000	240,000	264,000	224,000	246,400
定員221～250名	288,000	316,800	276,000	303,600	262,000	288,200	246,000	270,600
定員251名以上	320,000	352,000	304,000	334,400	290,000	319,000	276,000	303,600
特殊附帯工事	12,480							
創設時における放課後児童クラブの併設	12,500							
設計料加算	総事業費の5%							
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,640	1,804	2,920	3,212
定員21～30名	1,860	2,046	3,564	3,920
定員31～40名	2,480	2,728	4,320	4,752
定員41～70名	3,120	3,432	6,000	6,600
定員71～100名	4,400	4,840	9,000	9,900
定員101～130名	5,280	5,808	10,800	11,880
定員131～160名	6,600	7,260	13,500	14,850
定員161～190名	7,920	8,712	14,760	16,236
定員191～220名	9,240	10,164	17,220	18,942
定員221～250名	10,560	11,616	19,680	21,648
定員251名以上	11,880	13,068	22,140	24,354

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
スペース確保費	3,000	3,300
改修費	13,000	14,300
設計料加算	総事業費の5%	
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算	

※設計料加算については、改修費を算定する場合のみ加算すること。(スペース確保費には加算しない。)

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
賃借料	都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。
改修費等(本園)	都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。
改修費等(分園)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。
保育所開設準備費	都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。
保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。

○子育て支援のための拠点施設整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児 島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山 県・島根県・岡山県・山口 県・香川県・高知県・佐賀 県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
本体整備	13,100	12,480	11,840	11,220
特殊附带工事	12,480			
解体撤去工事	748			
仮施設整備工事	1,322			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

○放課後児童クラブ設置促進事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
設置促進事業	10,000	11,000

(2) 広域的保育所利用事業

<バス等購入・借上げ費>

単位:千円

	基準額(1送迎センター当たり)	
	購入する場合(1事業当たり)	借り上げる場合(年額)
バス等購入・借上げ費	15,000	7,500

<雇上費>

単位:千円

	基準額(1保育所および1送迎センター当たり年額)	
保育士雇上費	5,000	

単位:千円

	基準額(1送迎センター当たり年額)	
バス等運転手雇上費	5,000	

<事業費>

単位:千円

	基準額(1事業当たり年額)	
事業費	10,000	

(3) 家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

単位:千円

	基準額(1事業当たり)	
保育所で行う場合	20,000	
保育所以外で行う場合	2,000	

○家庭的保育賃借料補助事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)	
賃借料補助事業	50	

○家庭的保育者研修事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり)	
研修事業	133	

(4) 保育の質の向上のための研修事業等

○ 保育の質の向上のための研修事業等

単位：円

	基準額(登録保育士1人当たり)
都道府県が実施する場合	6,250
市町村が実施する場合	都道府県知事が必要と認めた額

○ 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

単位：千円

	基準額(コーディネーター1人当たり)
配置事業	4,000



(5) 認定こども園整備等事業

○ 認定こども園整備事業

< 本体工事 >

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児 島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山 県・島根県・岡山県・山口 県・香川県・高知県・佐賀 県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
定員20名以下	57,400	54,600	51,800	49,000
定員21～30名	60,200	57,400	56,000	53,200
定員31～40名	70,000	65,800	63,000	60,200
定員41～70名	79,800	75,600	71,400	68,600
定員71～100名	103,600	99,400	93,800	89,600
定員101～130名	124,600	119,000	112,000	107,800
定員131～160名	144,200	138,600	130,200	124,600
定員161～190名	163,800	156,800	148,400	140,000
定員191～220名	182,000	175,000	168,000	156,800
定員221～250名	201,600	193,200	183,400	172,200
定員251名以上	224,000	212,800	203,000	193,200

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,148	2,044
定員21～30名	1,302	2,495
定員31～40名	1,736	3,024
定員41～70名	2,184	4,200
定員71～100名	3,080	6,300
定員101～130名	3,696	7,560
定員131～160名	4,620	9,450
定員161～190名	5,544	10,332
定員191～220名	6,468	12,054
定員221～250名	7,392	13,776
定員251名以上	8,316	15,498

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○認定こども園事業費

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	10,000	12,000
3歳児	10,000	15,000
1・2歳児	—	39,000
乳児	—	72,000

(6) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・衛生用品等	未定

< デジタルテレビ整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	未定
アンテナ工事	未定

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

	基準額
幼稚園教諭一人当たり	6,250

2. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1) 高等技能訓練促進費等事業

基準額
別添13の3の(1)に定める額

(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

	基準額
託児活動費	月額 862千円
事務費	年額 1,574千円

(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

	基準額
戸別訪問による相談支援等	年額 2,577千円
就職活動支度の費用についての支援	支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額)

(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

基準額
厚生労働大臣が必要と認めた額

## (6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

## 3. 社会的養護の拡充

## (1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

## (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
施設内遊具の安全対策	2,300	
食品の安全対策	6,500	
児童入所施設等の生活環境改善	9,000	
地域子育て支援拠点の環境改善	8,000	
児童相談所の環境改善	8,000	
学習環境改善	児童福祉施設入所児(者)のパソコン技術習得のためのパソコン整備等	1,400
	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて使用している老朽化したパソコンの更新等	1,000
	都道府県社会福祉協議会等が施設退所者・自立援助ホーム入所者及び母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業を支援するために必要な貸し出し用のパソコンの購入	4,000
児童相談体制整備対策	児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車両の購入等	5,090
	市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業(こんちには赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用電動アシスト自転車等の整備	1市町村当たり 1,040
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額	3,000
	改修費補助	8,000

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

	基準額	
児童養護施設等施設 職員の研修	1対象施設当たり(2年間) 750千円 + 調整機関事務費 2,988千円	
児童家庭相談に携わ る者の研修	児童相談所職員	1都道府県・指定都市・児童相談所設置市 当たり 895千円
	市町村職員等	1市町村当たり 288千円

(別紙様式1)

番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度安心こども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

(平成20年度交付分)

省別	基金の 保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。

(平成21年度交付分)

省別	基金の 保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。

(合計)

省別	基金の 保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額 (a)					

(注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」を含む。

(注2) 合計額 (a) は、4の合計額 (b) と一致すること。



## 2 基金運用実績

(平成20年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額					

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成21年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額					

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(合計)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
合計額					

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

3 基金の解散年月日 (中止又は廃止も含む)

(平成20年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
--------------------------	----------

(平成21年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
--------------------------	----------

4 基金事業に係る経費  
(平成20年度交付分)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	年度末保管額 A+B+C-D	備考
1 保育サービス等の充実（文部 科学省関係を除く）	千円	千円	千円	千円	千円	
(1) 保育所等整備事業						
○保育所緊急整備事業						
○賃貸物件による保育所 整備事業						
○子育て支援のための拠 点施設整備事業						
○放課後児童クラブ設置促 進事業						
(2) 広域的保育所利用事業						
(3) 家庭的保育改修等事業						
○家庭的保育改修事業						
○家庭的保育賃借料補助事 業						
○家庭的保育者研修事業						
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等						
○保育の質の向上のための 研修事業						
○保育士再就職支援コーデ ィネーター配置事業						
○アクションプログラム実 践のための事業						
(5) 認定こども園整備等事業						
○認定こども園整備事業						
○認定こども園事業費						
2 保育サービス等の充実（文部 科学省関係）						
(1) 認定こども園整備等事業						
○認定こども園整備事業						
○認定こども園事業費						
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業						
○幼児教育の質の向上のた めの緊急環境整備						
○認定こども園等における 教育の質の向上のための 研修支援						
3 すべての子ども・家庭への支 援（地域子育て創生事業）						

4	ひとり親家庭等への支援の拡充						
	(1) 高等技能訓練促進費等事業						
	○ 高等技能訓練促進費						
	○ 入学支援修了一時金						
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業						
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業						
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業						
	○ 戸別訪問による相談支援等						
	○ 就業活動支度の費用についての支援						
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業						
	(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業						
5	社会的養護の拡充						
	(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業						
	(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業						
	(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業						
6	その他事業(都道府県事務費)						
	小計額						
	運用益		※				
	文部科学省関係		※				
	厚生労働省関係		※				
	合計額(b)						
	文部科学省関係						
	厚生労働省関係						

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること

※ 運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(平成21年度交付分)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	年度末保管額 A+B+C-D	備考
1 保育サービス等の充実（文部 科学省関係を除く）	千円	千円	千円	千円	千円	
(1) 保育所等整備事業						
○ 保育所緊急整備事業						
○ 賃貸物件による保育所 整備事業						
○ 子育て支援のための拠 点施設整備事業						
○ 放課後児童クラブ設置促 進事業						
(2) 広域的保育所利用事業						
(3) 家庭的保育改修等事業						
○ 家庭的保育改修事業						
○ 家庭的保育賃借料補助事 業						
○ 家庭的保育者研修事業						
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等						
○ 保育の質の向上のための 研修事業						
○ 保育士再就職支援コーデ ィネーター配置事業						
○ アクションプログラム実 践のための事業						
(5) 認定こども園整備等事業						
○ 認定こども園整備事業						
○ 認定こども園事業費						
2 保育サービス等の充実（文部 科学省関係）						
(1) 認定こども園整備等事業						
○ 認定こども園整備事業						
○ 認定こども園事業費						
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業						
○ 幼児教育の質の向上のた めの緊急環境整備						
○ 認定こども園等における 教育の質の向上のための 研修支援						
3 すべての子ども・家庭への支 援（地域子育て創生事業）						

4	ひとり親家庭等への支援の拡充					
	(1) 高等技能訓練促進費等事業					
	○高等技能訓練促進費					
	○入学支援修了一時金					
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業					
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業					
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業					
	○戸別訪問による相談支援等					
	○就業活動支度の費用についての支援					
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業					
	(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業					
5	社会的養護の拡充					
	(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業					
	(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業					
	(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業					
6	その他事業(都道府県事務費)					
	小計額					
	運用益		※			
	文部科学省関係		※			
	厚生労働省関係		※			
	合計額(b)					
	文部科学省関係					
	厚生労働省関係					

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

(注3) 区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること

※ 運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

(合計)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	年度末保管額 A+B+C-D	備考
1 保育サービス等の充実（文部 科学省関係を除く）	千円	千円	千円	千円	千円	
(1) 保育所等整備事業						
○ 保育所緊急整備事業						
○ 賃貸物件による保育所 整備事業						
○ 子育て支援のための拠 点施設整備事業						
○ 放課後児童クラブ設置促 進事業						
(2) 広域的保育所利用事業						
(3) 家庭的保育改修等事業						
○ 家庭的保育改修事業						
○ 家庭的保育賃借料補助事 業						
○ 家庭的保育者研修事業						
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等						
○ 保育の質の向上のための 研修事業						
○ 保育士再就職支援コーデ ィネーター配置事業						
○ アクションプログラム実 践のための事業						
(5) 認定こども園整備等事業						
○ 認定こども園整備事業						
○ 認定こども園事業費						
2 保育サービス等の充実（文部 科学省関係）						
(1) 認定こども園整備等事業						
○ 認定こども園整備事業						
○ 認定こども園事業費						
(2) 認定こども園等の環境整備 等事業						
○ 幼児教育の質の向上のた めの緊急環境整備						
○ 認定こども園等における 教育の質の向上のための 研修支援						
3 すべての子ども・家庭への支 援（地域子育て創生事業）						

4	ひとり親家庭等への支援の拡充					
	(1) 高等技能訓練促進費等事業					
	○ 高等技能訓練促進費					
	○ 入学支援修了一時金					
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業					
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業					
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業					
	○ 戸別訪問による相談支援等					
	○ 就業活動支度の費用についての支援					
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業					
	(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業					
5	社会的養護の拡充					
	(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業					
	(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業					
	(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業					
6	その他事業(都道府県事務費)					
	小計額					
	運用益		※			
	文部科学省関係		※			
	厚生労働省関係		※			
	合計額(b)					
	文部科学省関係					
	厚生労働省関係					

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。

(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。

(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること

※ 運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。



## 5 事業実施状況

### 〔保育サービス等の充実〕

#### (1) 保育所等整備事業

##### ① 保育所等緊急整備事業

##### ア 保育所緊急整備事業

整備区分	創設	増築	増改築	改築	大規模 修繕等	合計
保育所数<か所>						
うち分園数						
うち認定こども園数						
増員数(B-A)<人>						
整備前定員数(A)						
整備後定員数(B)						

(注)「保育所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した保育所数の合計を整備区分ごとに記入すること。

「うち分園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、分園数を記入すること。

「うち認定こども園数」には、施設整備を行った保育所数の内数として、幼保連携型認定こども園を構成する保育所数を記入すること。

「増員数」には、施設整備を行った保育所の整備前後の定員数の合計の差を記入すること。

##### イ 賃貸物件による保育所整備事業

区 分	実施か所数	定 員 数	助 成 額
賃借料補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
改修費等補助	か所	人	千円
本園	か所	人	千円
分園	か所	人	千円
保育所開設準備費	か所	人	千円

(注)「助成額」には、都道府県から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

##### ウ 子育て支援のための拠点施設整備事業

施設整備実施か所数	か所
-----------	----

(注)安心こども基金により、年度中に施設整備を完了した子育て支援のための拠点施設数を記入すること。

② 放課後児童クラブ設置促進事業

実施場所	実施か所数	増加登録児童数
学校の余裕教室・空き教室	か所	人
その他	か所	人

(注)「実施か所数」には、安心子ども基金により、年度中に改修をした放課後児童クラブ数を記入すること。  
「増加登録児童数」には、安心子ども基金による改修により増加した登録児童数を記入すること。

③ 認定子ども園整備等事業

ア 認定子ども園整備事業

	実施か所数	増加定員数	備考
幼稚園型の保育所機能	か所	人	(厚生労働省関係)
幼保連携型の幼稚園	か所	人	(文部科学省関係)
保育所型の幼稚園機能	か所	人	

(注)「実施か所数」には、安心子ども基金により、年度中に施設整備をした認定子ども園数を類型別に記入すること。  
「増加定員数」には、安心子ども基金による施設整備により増加した定員数を類型別に記入すること。

イ 認定子ども園事業費

	実施か所数	入所児童数	備考	
幼稚園型の保育所機能	か所	4歳以上児	人	(厚生労働省関係)
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	
		乳児	人	
保育所型の幼稚園機能	か所	人	(文部科学省関係)	

(注)「実施か所数」には、本事業を行った認定子ども園数を類型別に記入すること。  
「入所児童数」には、本事業を行った認定子ども園について、該当する機能部分の入所児童数を類型別に記入すること。

(2) 広域的保育所利用事業

保育士	人
送迎センター実施か所数	か所
購入バス等	台
運転手	人

(3) 家庭的保育改修等事業

① 家庭的保育改修事業

実施場所	実施か所数	備 考
自宅	か所	
自宅以外	か所	
保育所	か所	

(注)「自宅以外」の場合には、備考欄に実施場所を記入すること。  
(記入例：賃貸アパート1か所、商店街の空き店舗1か所)

② 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者	人
--------	---

③ 家庭的保育者研修事業

受講者数		
	家庭的保育者	その他の者
人	人	人

(注)「受講者数」には、実人員を記入し、この内、現に家庭的保育事業（地方単独事業も含む。）に従事している者と、その他の者の内訳を記入すること。

(4) 保育の質の向上のための研修事業等

① 保育の質の向上のための研修事業

受講者数			
	保育士	調理員	その他
人	人	人	人

(注)「受講者数」には、延べ人数を記入し、職種別の内訳を記入すること。

② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

コーディネーター	人
----------	---

③ アクションプログラム実践のための事業

<b>【事業概要】</b>
---------------

(注) 具体的に実施した事業の概要を記入すること。

(5) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

① 遊具等環境整備

施設区分	域内施設数	整備施設数
認定こども園	園	園
幼稚園	園	園

② デジタルテレビ等整備

整備区分	域内施設数	整備施設数
デジタルテレビ整備	園	園
アンテナ工事	園	園

(6) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

受講者数	園長	教諭	その他
	人	人	人

(注)「受講者数」には、延べ人数を記入し、職種別の内訳を記入すること。

[ひとり親家庭等への支援の拡充]

(1)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

	対象実人員	助成額
都道府県	人	千円
管内市町村計	人	千円
合 計	人	千円

※「対象人員」には、事業の対象としている母子家庭の母等の人数を記入すること。

(2)高等技能訓練促進費等事業

	助 成 額	
都道府県	千円	千円
管内市計	千円	千円
合 計	千円	千円

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(国3/4部分のみ)を記入すること。

(3)職業訓練中のひとり親家庭への託児サービス提供事業

	対 象 人 員 等			助成額	実施場所
	実世帯数	延べ利用児童数	開所日数		
都道府県	母子家庭	世帯	人日	日	千円
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			
管内指定都市・中核市計	母子家庭	世帯	人日	日	千円
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			
合 計	母子家庭	世帯	人日	日	千円
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

(4)職業紹介等を実施している企業等によるひとり親家庭の就業支援事業

	委託先	支援対象人員		助成額
		母子家庭・寡婦	人	
都道府県		父子家庭	人	千円
		計	人	
		母子家庭・寡婦	人	
管内指定都市・中核市計		父子家庭	人	千円
		計	人	
		母子家庭・寡婦	人	
合 計		父子家庭	人	千円
		計	人	
		母子家庭・寡婦	人	

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

(5) 就業・社会活動困難者に対する戸別訪問事業

		支援対象人員	助成額
都道府県	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	千円
	計		千円
管内指定都市・中核市計	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	千円
	計		千円
合 計	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	千円
	計		千円

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(「戸別訪問」については1/2、「就職活動支度の支援」については10/10)を記入すること。

(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

	委託先	支援対象人員		助成額
都道府県		婦人保護施設	人	千円
		婦人相談所 一時保護所	人	
		計	人	

※「助成額」には、都道府県から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

〔社会的養護の拡充〕

(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

就業支援	対象実人員		助成額
	退所者	保護者	
児童養護施設	人	人	千円
乳児院	人	人	千円
情緒障害児短期治療施設	人	人	千円
児童自立支援施設	人	人	千円
母子生活支援施設	人	人	千円
ファミリーホーム	人	人	千円
自立援助ホーム	人	人	千円
里親	人	人	千円
合 計	人	人	千円

※ 「対象実人員」には就業支援をした実人員を記入すること。

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

	実施か所数	助成額
施設内遊具の安全対策	か所	千円
食品の安全対策	か所	千円
児童入所施設等の生活環境改善	か所	千円
地域子育て支援拠点の環境改善	か所	千円
児童相談所の環境改善	か所	千円
学習環境改善	か所	千円
児童相談体制整備対策	か所	千円
賃貸・改修等の補助対象の拡大	か所	千円

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

区 分	研修受講者数	助成額
短期研修	人	千円
長期研修	人	千円
児童相談所職員	人	千円
市町村職員等	人	千円

※ 区分については運営要領によるものとする。

〔その他事業(都道府県事務)〕

(1) 事務費交付事業

【内訳】

(注) 支出した経費別の内訳(千円単位)を記入すること。

(記入例: 賃金(データ集計のための賃金職員雇上費1人・20日 200千円)、役務費(郵送用切手代5千円))

6 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる資料





○ 社会福祉施設等の耐震化等の  
整備について

〔平成21年5月28日  
障害保健福祉部関係主管課長会議資料  
\*一部更新している〕



## 社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

### 耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

### スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等を踏まえ、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

### 地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)、(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

# 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

## 1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

## 2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 約 1, 0 6 2 億円

## 3 交付金の交付先

申請に基づき、都道府県に対し交付する。

なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

## 4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

## 5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

## 6 対象施設

- ・ 保護施設、障害児者関係施設は公立を除く
- ・ 児童関係施設（障害児施設を除く）は公立を含む

## 7 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し、以下の事業を実施する。

### ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を促進する。

(注) 保育所の耐震化整備は、「安心こども基金」での対応となる。

### イ スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等から、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

## 9 配分の考え方

### ア 耐震化整備事業分

施設割分	$615 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の非耐震化施設棟数}}$	615 億円
申請配分	申請に基づき配分	153 億円

### イ スプリンクラー整備事業分

施設割分	$235 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}{\text{全都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}$	235 億円
申請配分	申請に基づき配分	59 億円

## 10 補助率

	国	都道府県・指定都市 ・中核市・市町村	設置者
民立	1/2	1/4	1/4

	国	都道府県	指定都市・ 中核市・市町村
公立	1/2	1/2	-
	1/2	-	1/2

※公立は、児童関係施設のみ

# 社会福祉施設等耐震化等臨時特例 交付金による特別対策事業の実施 について

※本資料は現時点での案であり、今後、変更もあり得るものである。



# 耐震化整備事業

## 1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

### 3 対象施設

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

区 分	設 置 者
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日 本赤十字社、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人
児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第12条の4)	都道府県・指定都市・中核市・市
婦人保護施設 (売春防止法第36条)	都道府県、社会福祉法人
婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第34条第4項)	都道府県

#### 4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

区 分	対象整備区分
救護施設、更生施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設 婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	改 築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設、知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設	改 築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所)	大規模修繕

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	<p>既存施設の防災対策上、必要な補強改修工事や付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強のために必要な補強改修工事</li> <li>・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>・その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul>
老朽民間社会福祉施設整備	<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設等の整備について」を準用し、改築整備(一部改築を含む。)をすること。</p>

## 5 補助基準

### (1) 次により算出した額

#### ○改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

種 目	基 準 額
① 本体工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
② 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
事業費 ①+②	①+②の合計

#### ○大規模修繕

種 目	基 準 額
本体工事費	大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

(2) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

(3) (1)と(2)を比較していずれか少ない方の額に負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

## 6 基準単価（事業費ベース）

### 【保護施設】(定員一人当たり単価)

#### 耐震化 本体基準単価

(単位:千円)

施設の種類		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県、岩手県、福島県、 東京都、富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜県、 静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、 岡山県、山口県、 香川県、高知県、 徳島県、佐賀県、長崎県、 宮崎県	徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県
救護施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707
更生施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

#### 耐震化 一人当たり解体撤去工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標	準都	市部
救護施設		380	399
更生施設		380	399

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 耐震化 一人当たり仮設施設整備工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標	準都	市部
救護施設		688	722
更生施設		688	722

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

#### 耐震化 積雪寒冷地域体育施設に係る直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	基準額
救護施設、更生施設	68,800

#### 耐震化 地域交流スペース基準単価(定額)

(単位:千円)

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
救護施設、更生施設	27,120	37,390

【障害関係施設】(1施設当たり単価)

事業名	定員区分	標準	単位:千円
			都市部
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	～40	140,600	147,600
	41～60	234,000	245,700
	61～80	328,700	345,000
	81～100	423,400	444,500
	101～120	517,000	542,800
	121～	611,600	642,100
施設入所支援加算	30～40	113,500	119,200
	41～60	189,400	198,800
	61～80	266,400	279,700
	81～100	342,200	359,200
	101～120	419,400	440,300
	121～	495,100	519,800
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
障害児施設(入所)	30～40	254,300	267,000
	41～60	423,400	444,500
	61～80	595,400	625,100
	81～100	765,900	804,100
	101～120	936,600	983,300
	121～	1,107,000	1,162,300
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
解体撤去(入所系)	—	16,400	17,200
仮設施設(入所系)	—	29,500	30,900

# 【児童関係施設】(定員一人当たり単価)

## 1. 社会福祉施設の耐震化整備

### <本体工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護所	4,830	4,620	4,370	4,160
助産施設	7,260	6,930	6,610	6,280
乳児院	5,950	5,690	5,400	5,110
母子生活支援施設	18,180	17,310	16,460	15,580
児童養護施設	7,490	7,130	6,770	6,440
情緒障害児短期治療施設	9,640	9,180	8,720	8,260
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
児童自立支援施設	10,560	10,070	9,560	9,070
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
婦人相談所一時保護所	7,600	7,220	6,860	6,500
婦人保護施設	10,130	9,670	9,180	8,690

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

### <解体撤去工事、仮設施設整備工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設 (入所、通所)	370	690
児童自立支援施設 (入所、通所)	460	820
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)



# 財政上の特別措置

区分	対象施設の種類	補助率		
		公立施設の場合	民立施設の場合	
		基金	基金	都道府県・指定都市、中核市
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	救護施設、更生施設、宿所提供施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)	—	2/3	1/6
	乳児院	2/3	2/3	1/6
	助産施設、母子生活支援施設	3/4	3/4	1/8
	重症心身障害児施設	—	8/10	1/10
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	5.5/10	5.5/10	2.5/10
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6

## 7 その他

(1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。

(2) 財産処分の承認の取扱い

「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号により行うこと。

# スプリンクラー整備事業

## 1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

既存施設のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

## 3 対象施設

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設  
救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者通勤寮、短期入所事業所
- (2) 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設  
共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

#### 4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備が整備されている場合を除く。

#### 5 補助基準（事業費ベース）

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設  
1㎡あたり 18,000円以内
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設  
1㎡あたり 34,000円以内

#### 6 補助対象面積

施設の延べ面積を上限として都道府県が必要と認めた面積とする。

#### 7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型屋内消火栓設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

## 〇〇（都道府）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（参考例）

### （設置の目的）

第一条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、〇〇（都道府）県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

### （管 理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### （運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### （繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （処 分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### （委 任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

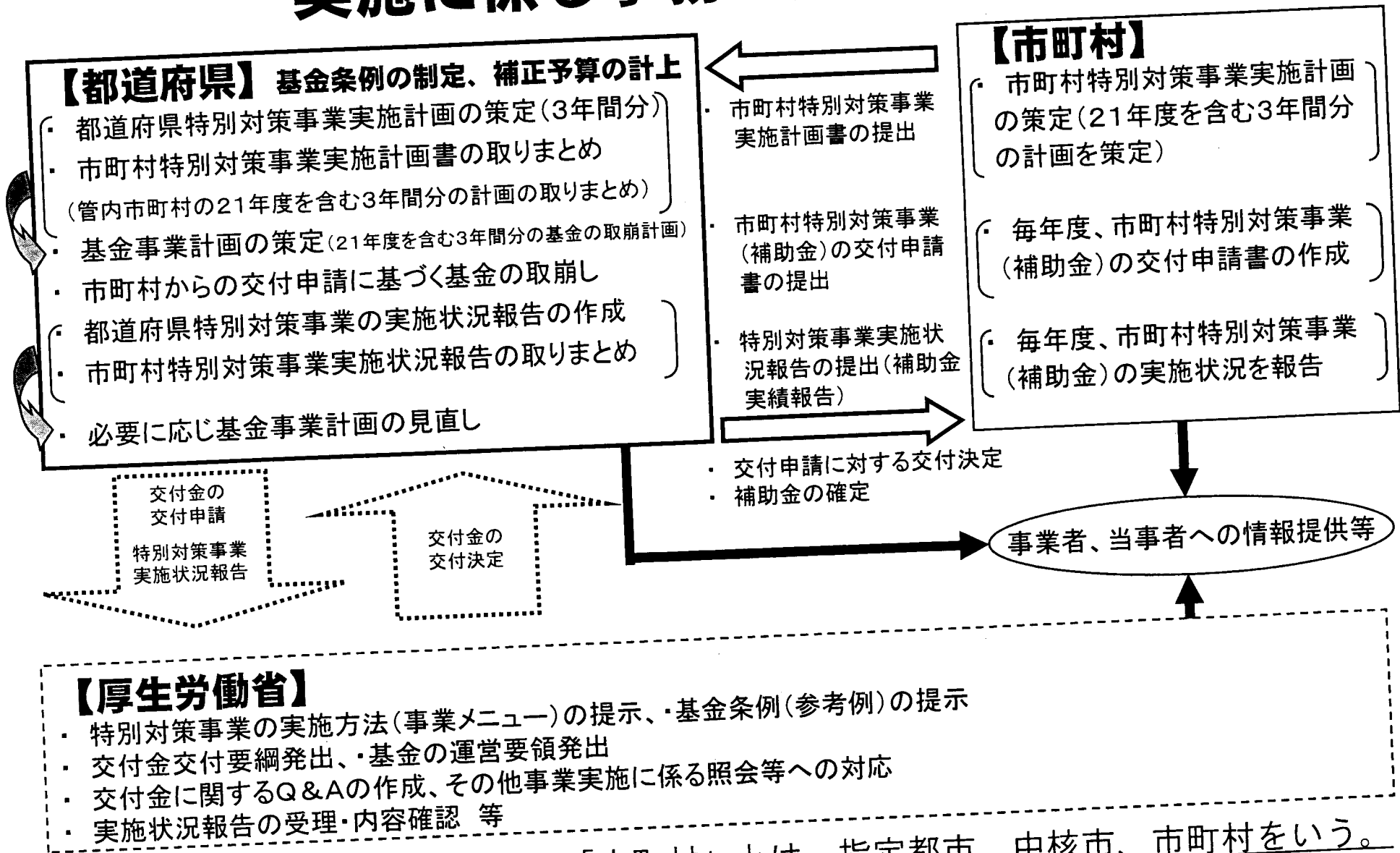
#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （この条例の失効）

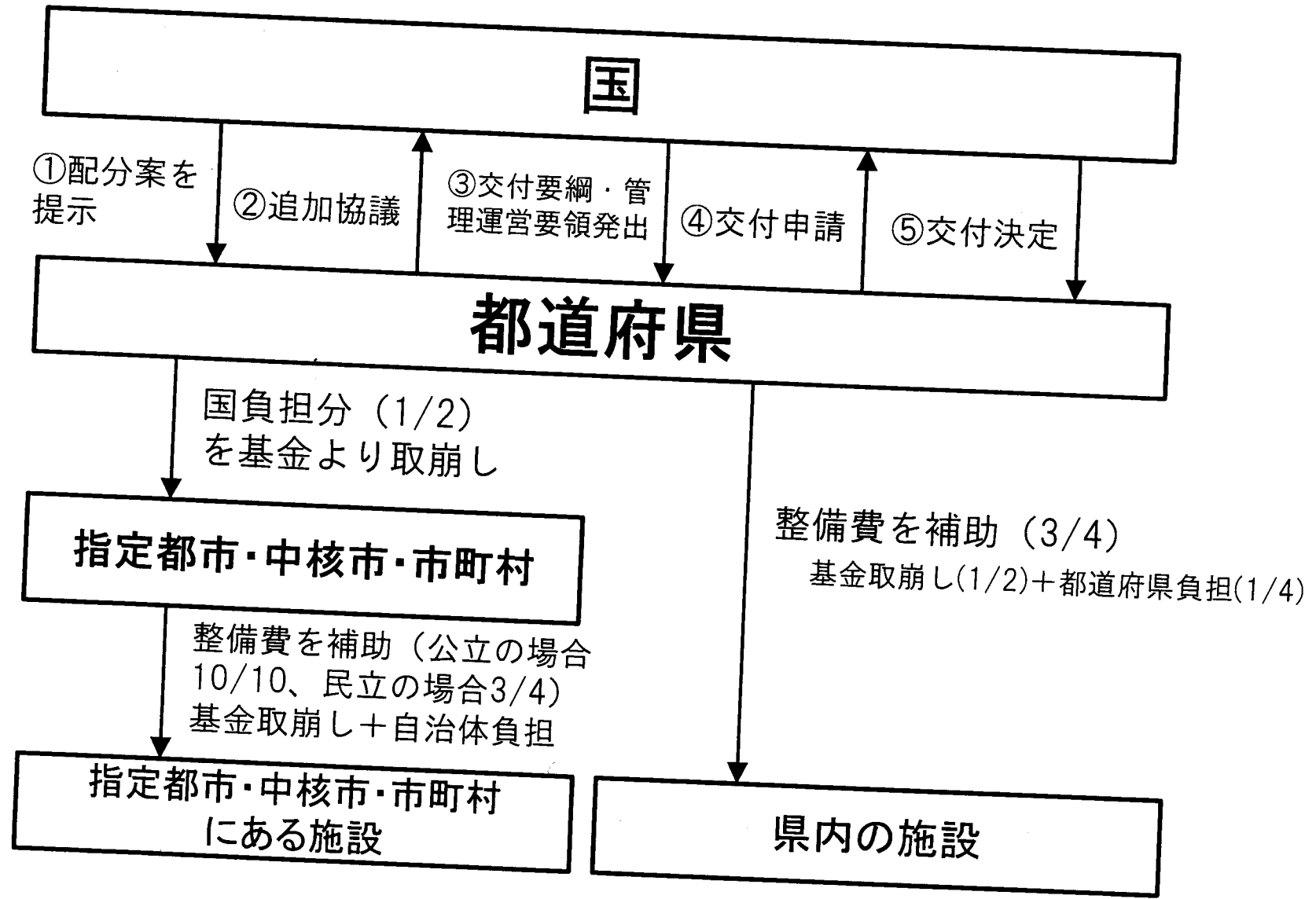
2 この条例は、平成二十四年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

# 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



※ここでいう「市町村」とは、指定都市、中核市、市町村をいう。

1 3 事務の流れ



# 都道府県、指定都市、中核市、市町村が策定する 特別対策事業実施計画

※ 平成21年度内に特別対策事業実施計画を策定

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 耐震化整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. スプリンクラー整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円



# 都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村(指定都市、中核市を含む。)から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(指定都市事業分) (中核市事業分) (市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

## 独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

### 耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

#### 融資率

施設種類に応じて「70～80%」  
ただし、財特法又は特措法に基づき  
国の補助の特例を受ける場合は  
「通常の融資率+5%」(上限80%)

改正

一律「90%」

#### 貸付利率

施設種類に応じて  
「財投イコール～財投+0.5%」  
ただし、財特法に基づき国の補助の  
特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲0.5%」(5年間)  
ただし、財特法に基づき国の補助の  
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

### スプリンクラー整備に係る優遇措置

#### 融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

#### 貸付の対象

改正

- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

## 経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 ※平成21年度末まで

### 資金使途

物価高騰に伴い一時的に  
必要となった資金  
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の  
変化により必要となった資金

### 貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

### 保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

○ 地域活性化・経済危機対策臨時  
交付金等について



# 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定

※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

## ●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

## ●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

## ●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

## ●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共有化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書等の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

## 地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当（建設地方債対象事業に限る）

○地方単独事業

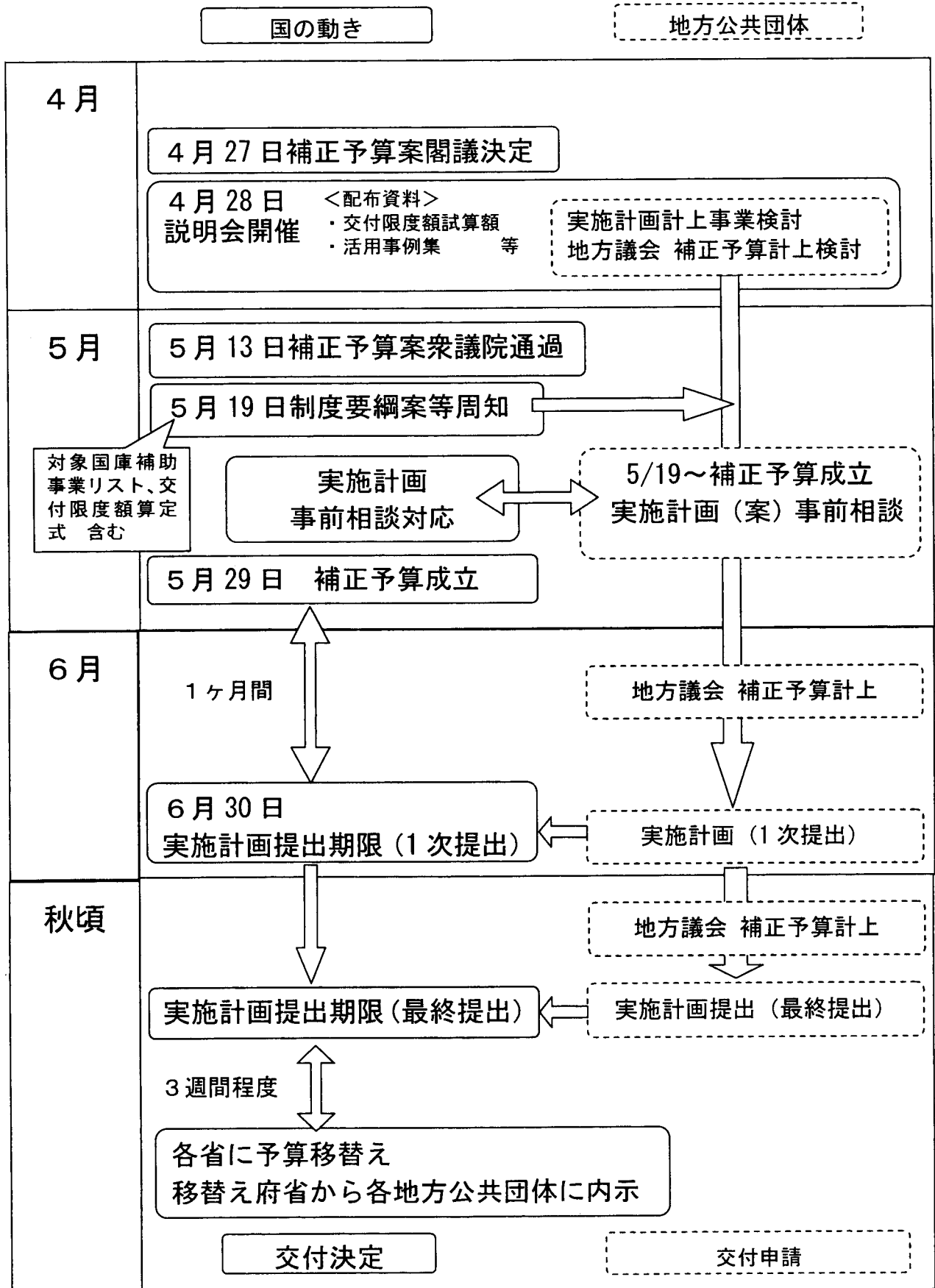
○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る  
執行スケジュール（イメージ）





平成 21 年 5 月 29 日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地域活性化担当課 御中

地域活性化・経済危機対策臨時交付金について

内閣府地域活性化推進担当室

地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官、厚生労働事務次官、農林水産事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。）について、通知したところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「この交付金の活用に当たって、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。」とされていますので、この趣旨を踏まえ、執行に当たっては、執行担当部局等と十分連携の上、地域の中小企業の受注機会に配慮いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金について（制度要綱第 1 関係）

地域活性化・経済危機対策臨時交付金（以下「交付金」という。）は、平成 21 年 4 月 10 日に決定された「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下「経済危機対策」という。）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、創設された交付金です。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を有効に活用し、「地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じる」地域活性化等に資する事業の追加的な実施

に努め、積極的に地域活性化等に取り組むようお願いします。

なお、別途創設された地域活性化・公共投資臨時交付金については、「経済危機対策」において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえたものです。

したがって、各地方公共団体におかれましては、両交付金の趣旨の違いを十分に理解いただき、活用していただきますようお願いいたします。

## 2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）

### （1）交付対象事業

地域活性化・経済危機対策実施計画（以下「実施計画」という。）に掲載する交付対象事業については、移替え等に支障を生じることのないよう、実施の確実性が十分に見込まれる事業を記載するよう留意してください。

なお、国庫補助事業及び関連する地方単独事業（上乘せ補助部分、補助対象外経費部分を地方単独事業として助成する場合など）を実施計画に掲載する場合には、必ず、事前に事業所管府省との連絡調整などを行うようお願いいたします。

国庫補助事業と地方単独事業については以下のとおりとするほか、別紙1を参考にしてください。

- ① 国庫補助事業等の交付対象事業は、制度要綱別表1又は別表2に定める事業であって国の平成21年度一般会計補正予算（第1号）又は特別会計補正予算（特第1号）に計上される事業です。別表1又は別表2に掲載された交付対象事業のうち一部の目細のみが補正予算に計上されている場合は、その分のみを対象とします。補正予算計上分が不明な場合は、別表1又は別表2に掲載された交付対象事業の所管府省にご確認ください。

また、前述の両交付金の趣旨の違いを踏まえた運用に資するため、制度要綱別表1には公共事業費以外の国庫補助事業等を、別表2には公共事業費である国庫補助事業等を掲載しているところです。なお、別表2には地方負担分が建設地方債対象事業ではないものも含まれていますので留意してください。

- ② 地方単独事業の交付対象事業は、平成21年4月11日以降に予算に計上され、実施される事業に限ります。なお、地方公共団体の平成21年度当初予算に計上された予備費により同日以降に実施される事業を含みます。

ただし、国庫補助事業等であって国の平成21年度一般会計補正予算（第1号）に計上される事業のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、生活保護負担金、地籍調査費負担金又は道路改修等事業費補助金（国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているため、交付対象事業とはならないもの）の地方負担分に充てる財源を確保することを目的

とする場合にあっては、地方公共団体の平成 21 年度当初予算に計上された地方単独事業を交付対象事業とすることが可能です。

また、制度要綱別表 1 又は別表 2 に定める事業以外の国庫補助事業等に関し、地方公共団体が事業者等に対し、任意に上乘せで補助を行う部分は、地方単独事業として、交付金の対象とすることが可能です。ただし、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助対象事業費に充当する場合は除きます。

(2) 交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点

交付対象事業のうち地方単独事業については、以下のとおり取り扱うことが望ましいので留意してください。なお、定住自立圏構想に係る宣言中心市において、割増相当額を活用する場合の取り扱いについては、以下のとおり定めるもののほか、別途、国から通知します。

① 職員の人件費

職員の人件費（事業に伴う非常勤職員の人件費を除く）には、交付金を充当しないこと。

② 用地費

交付金を充当する年度の翌年度までに、用地全体を活用する工事又は工事のための設計・測量等に着手する見込みのない用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。

④ 基金

次の表の左欄に掲げる場合に右欄の取扱いとする場合以外は、原則として、基金の積立金には、交付金を充当しないこと。ただし、首長選挙その他やむを得ない事情により、事業予算の計上が困難な場合については、当室に個別に相談されたい。

<p>平成 20 年度補正予算（第 2 号）又は平成 21 年度補正予算（第 1 号）に予算計上された地方消費者行政活性化交付金、子育て支援対策臨時特例交付金（高等技能訓練促進費等事業を除く）、障害者自立支援対策臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金、地域医療再生臨時特例交付金、森林整備加速化・林業再生事業費補助金又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（新エネルギー導入加速基金造成事業に限る）による基金に対応</p>	<p>将来の地方負担額相当分以内の基金の積立金に交付金を充当することができる（なお、既存の基金の積立金に交付金を充当することを妨げるものではないが、その場合は、果実を含めて、交付金が原資となっている部分について、厳格な区分経理を行うこと。したがって、「財政調整基金」、「減債基金」等への積立</p>
--	---

<p>して、将来の地方負担額相当分を地方公共団体が単独で基金として積み立てる場合</p>	<p>は不可。) 取り崩し目的及び期間は、地方消費者行政活性化交付金等による基金の取扱いに準じる。</p>
--	---

また、基金を交付金の交付対象事業として実施計画に掲載する場合は、基金の用途等に関する計画を別葉の様式（以下「基金調べ」という。）に記入して提出する必要があること。

### 3. 地域活性化・経済危機対策実施計画の作成と提出について（制度要綱第3関係）

#### (1) 実施計画への交付対象事業の掲載方法について

実施計画への交付対象事業（地方単独事業）の掲載方法について、同種の複数事業をまとめて一事業として実施計画に掲載することは差し支えありません。

なお、交付金は、実施計画掲載事業間での流用が可能な制度であることを踏まえ、入札減等不測の事態が発生しても交付金の有効活用が可能なよう、繰越しが見込まれる事業における財源構成を工夫してください。

#### (2) 「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」又は「その他」の別

各交付対象事業について、「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」又は「その他」のいずれに該当するかを明記してください。

#### (3) 地方再生戦略又は経済危機対策との関係

実施計画の事業概要欄において、各交付対象事業と「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合了承、平成 20 年 12 月 19 日改定。以下「地方再生戦略」という。）及び経済危機対策の各項目との関連性を明確に記述してください。具体的には、①地方再生戦略又は経済危機対策との関係性、②目的、③交付金を充当する経費内容を漏れなく記入してください。

また、この事業概要欄の記述と関連して、「地方再生戦略との関係」欄及び「経済危機対策との関係」欄に記入要領に示す該当記号を1つ記入してください。（いずれか一方でもかまいません。）

#### (4) 公営企業会計等による事業の取扱い

公営企業会計による事業を実施する場合は、実施計画の様式中、事業名欄には「病院事業会計繰出・補助」などと記入し、事業概要欄の「③交付金を充当する経費内容」には、具体的な会計名を明記の上、実施する事業内容を記載してください。

（例）③〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇工事に要する費用を交付対象経費とする。）

なお、交付金は地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることとなるので留意してください。

#### (5) 実施期間

国庫補助事業等は、平成 21 年度第 1 次補正予算計上分の執行予定期間（平成

22年3月まで)、地方単独事業は、平成21年4月から平成22年3月までの期間を記載してください。なお、交付金については、国の予算上、繰越明許費とされています。地方公共団体において補正予算に計上した事業について、関係機関の承認を経て、交付金を財源として繰り越すことが可能です。

#### (6) 提出期限

実施計画の第一次提出期限は、平成21年6月30日12:00(厳守)とします(メールのみで可)。

第一次提出期限に提出する実施計画に対し、当室において審査は行いますが、その計画に基づく予算の移替えは行いません。しかしながら、早期の事業実施の観点から、この実施計画には、その時点において掲載可能な交付対象事業を極力掲載されるようお願いします。

なお、実施計画の最終提出期限は、別途通知します。

#### (7) 提出方法・提出先

実施計画の最終提出は、各都道府県を通じ、別紙2の該当の提出先まで、郵送及びメールの双方にて提出してください(第一次提出期限に提出する実施計画は、メールのみで可)。

なお、郵送の宛先住所は、〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6F 内閣府地域活性化推進担当室です(封筒の表にブロック名を朱書き願います。例)「東北圏」)。

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード(半角5桁)+\_(半角アンダーバー)+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+“経”」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいて構いません。

例) メール件名:「01100\_北海道札幌市経」「02000\_青森県経」 など

ファイル名:「01100\_北海道札幌市経.xls」「02000\_青森県経.xls」 など

#### (8) 提出資料

提出資料は、実施計画及びチェックリストです。各様式は、別紙3のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。

- ① 実施計画: 添付の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。基金を交付対象事業とする場合は、基金調べにも記入してください。
- ② チェックリスト: 実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。

郵送版は、以下の様式に実施計画(基金調べを含む。※)を添付の上ご提出ください。

※ 該当する事業がある場合のみ。複数ページになる場合は両面印刷としてください。

地域活性化・経済危機対策実施計画の提出について

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱第3の規定に基づき、地域活性化・経済危機対策実施計画を提出します。

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

4. 実施計画の変更について

提出期限後、実施計画の変更は原則として認めません。なお、予算の移替え後については、入札減により、交付対象経費の合計が、交付限度額を下回った場合は、交付事務の手続きに則り対応してください。また、事業進捗に合わせた同一国庫補助事業等間での国費の配分変更に伴う交付対象経費の増減の変更や入札減等に伴う交付対象事業の事業費の変更による実施計画の変更は不要です。

実施計画の提出に当たっては、チェックリストの活用等による確認、地方公共団体内の各部局間における情報共有を十分に図るなど、提出後の変更が生じないように、十分に留意してください。

5. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

制度要綱別紙の交付限度額の算式のうち、乗率 $\alpha$ は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める数値とします（乗率 $\alpha$ の確定値は、内閣総理大臣が別に定め、通知する予定ですが、見込値より大きくなる可能性があります）。

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの交付限度額の見込みは添付資料のとおりです。

実施計画の交付限度額欄には、この数値を記入の上、提出してください。

(1) 都道府県  $\alpha=1.2523007758$

(2) 市町村  $\alpha=1.0602218671$

6. 交付申請等について（制度要綱第6関係）

交付に関する事務は、予算の移替え先の府省において行いますので、交付申請等

は、各移替え先の府省に交付申請することとなります。なお、交付金の充当先は、実施計画掲載事業に限られますので留意してください。

<関係資料一覧>

別紙1 国庫補助事業と地方単独事業の取扱いについて

別紙2 各ブロック実施計画提出先リスト

別紙3 実施計画様式及びチェックリスト

別紙4 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 記入要領

添付資料 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 交付限度額見込み（平成 21 年 5 月 19 日）（略）

○ ひとり親家庭等への支援の拡充  
について

(別冊)





○ 社会的養護の拡充について

(別冊)

